

## 令和3年葉山町議会第1回定例会提出議案

- |    |    |  |   |                          |
|----|----|--|---|--------------------------|
| 議案 | 1  | 令和2年度葉山町一般会計補正予算（第8号）  | } | 別紙<br>「補正予算案の概略」<br>のとおり |
|    | 2  | 令和2年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  |   |                          |
|    | 3  | 令和2年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）   |   |                          |
|    | 4  | 令和2年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第3号）  |   |                          |
|    | 5  | 令和2年度葉山町下水道事業会計補正予算（第3号）   |   |                          |
|    | 6  | 令和3年度葉山町一般会計予算   | } | 別紙<br>「当初予算案の概要」<br>のとおり |
|    | 7  | 令和3年度葉山町国民健康保険特別会計予算   |   |                          |
|    | 8  | 令和3年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算  |   |                          |
|    | 9  | 令和3年度葉山町介護保険特別会計予算   |   |                          |
|    | 10 | 令和3年度葉山町下水道事業会計予算  |   |                          |
|    | 11 | 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例   |   |                          |
|    |    | 別紙「条例の概要」のとおり  |   |                          |
|    | 12 | 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                                   |   |                          |
|    |    | 別紙「条例の概要」のとおり  |   |                          |
|    | 13 | 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例   |   |                          |
|    |    | 別紙「条例の概要」のとおり  |   |                          |
|    | 14 | 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例  |   |                          |
|    |    | 別紙「条例の概要」のとおり  |   |                          |
|    | 15 | 葉山町介護保険条例の一部を改正する条例  |   |                          |
|    |    | 別紙「条例の概要」のとおり  |   |                          |
|    | 16 | 財産の取得について  |   |                          |
|    |    | タブレット端末2,511台及び授業支援システムライセンス2,602台分を121,932,800円で（株）JMC横須賀支店から取得するもの |   |                          |
| 報告 | 1  | 専決処分の報告について  |   |                          |
|    |    | 葉山町一色において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの                     |   |                          |

## 令和2年度2月補正予算案の概略

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計	14,776,372	△ 73,096	14,703,276	
特別会計	国民健康保険	3,405,932	3,069	3,409,001
	後期高齢者医療	1,141,765	5,534	1,147,299
	介護保険	3,100,454	0	3,100,454
	小計	7,648,151	8,603	7,656,754
下水道事業会計	2,247,902	0	2,247,902	
合計	24,672,425	△ 64,493	24,607,932	

### 補正予算案の概略

今回の一般会計補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応や、決算見込み額の確定等に伴うもの、コロナ禍などによる執行残が生じたもの等に係る補正を中心に編成しました。

## 1 一般会計

### (1) 歳入

(新型コロナウイルス感染症対策経費の財源については、文頭に㊦を付しています。)

#### ➤ 地方譲与税

・ 森林環境譲与税 250 千円

#### ➤ 国庫支出金

・ 国民健康保険基盤安定制度負担金 384 千円

・ 障害者自立支援給付費等負担金 1,521 千円

・ 児童発達支援給付費等負担金 6,052 千円

・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,928 千円

・ ㊦新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 43,970 千円

・ ㊦地方創生臨時交付金 96,939 千円

#### ➤ 県支出金

・ 国民健康保険基盤安定制度負担金 1,695 千円

・ 障害者自立支援給付費等負担金 760 千円

・ 後期高齢者医療基盤安定制度負担金 △4,014 千円

・ 児童発達支援給付費等負担金 3,026 千円

・固有型広域連携事業補助金	28,046 千円
➤ 寄附金	
・一般寄附金	20,000 千円
・㊦葉山の学びを止めない教育への寄附金	6,000 千円
➤ 繰入金	
・公共公益施設整備基金繰入金	△91,100 千円
・国民健康保険特別会計繰入金	187 千円
・後期高齢者医療特別会計繰入金	112 千円
➤ 諸収入	
・相続財産管理人選任申し立て事件予納金返還金	1,000 千円
➤ 町債	
・学校給食センター整備事業債	△23,300 千円
・小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債	△44,400 千円
・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債	△19,600 千円

## (2) 歳出

<b>(新型コロナウイルス感染症対策経費)</b>	<b>274,853 千円</b>
➤ 来庁者体温計測用サーマルカメラの購入	1,320 千円
➤ 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備	71,225 千円
・システム改修及びクーポン券印刷	
・クーポン券郵送、コールセンター設置等	
➤ プレミアム電子商品券の交付	201,311 千円
➤ 防疫作業等に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給することに伴う更正増	66 千円
➤ 新型コロナウイルス感染症の影響による町立中学校の修学旅行中止に伴うキャンセル代	931 千円
<b>(決算見込み額の確定等に伴う経費)</b>	<b>75,164 千円</b>
➤ ふるさと納税業務関連経費の更正増	5,750 千円
➤ 基金積立金	
・財政調整基金積立金	30,000 千円
・公共公益施設整備基金積立金	2,503 千円

➤ 神奈川県町村情報システム共同事業負担金の更正増 ・税制改正等に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療保険システム改修経費	748 千円
➤ 相続財産管理人選任申し立て事件に係る予納金等	1,005 千円
➤ 国民健康保険特別会計繰出金(保険基盤安定制度繰出金等)の額の確定に伴う更正増	3,069 千円
➤ 障害福祉サービス利用に係る経費が増加したことに伴う扶助費の更正増	3,042 千円
➤ 老人保護措置費が当初見込みを上回ることに伴う扶助費の更正増	107 千円
➤ 後期高齢者医療特別会計繰出金(保険基盤安定制度繰出金等)の額の確定に伴う更正増	5,422 千円
➤ 障害児の放課後等デイサービス利用回数が当初見込みを上回ることに伴う扶助費の更正増	12,105 千円
➤ 公立管外保育園の入所児童数が当初見込みを上回ることに伴う委託料の更正増	2,898 千円
➤ ふるさと葉山みどり基金への寄附金の積み立て	250 千円
➤ 外来鳥獣捕獲数が増加したことに伴う委託料の更正増	1,215 千円
➤ 住宅リフォーム資金補助金の申請が増加したことに伴う補助金の更正増	1,050 千円
➤ 教育基金への寄附金の積み立て	6,000 千円

<b>(国県補助金の精算に伴う経費)</b>	<b>10,638 千円</b>
------------------------	------------------

➤ 障害者自立支援給付費国庫負担金等の額の確定に伴う返還金	1,499 千円
➤ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の額の確定に伴う返還金	157 千円
➤ 子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴う返還金	
➤ 疾病予防対策事業費等補助金の額の確定に伴う返還金	8,813 千円
	169 千円

(コロナ禍による事業の中止・休止等に伴う更正減) △311,059 千円

➤ 主な事業

・学校給食センター整備事業	△51,000 千円
・クリーンセンター再整備事業	△10,516 千円
・みんなの公共施設未来プロジェクト推進事業	△20,473 千円
・海水浴場開設事業	△12,425 千円

など

○関連する歳入の減額	△72,928 千円
・ 使用料及び手数料	△4,819 千円
・ 国庫支出金	△48,919 千円
・ 県支出金	△18,029 千円
・ 雑入	△1,161 千円

(入札等による予算執行残が生じたことに伴う更正減) △117,897 千円

➤ 主な事業

・小中学校情報教育推進事業（校内 LAN 整備等）	△38,354 千円
・児童手当支給事業	△22,140 千円

など

○関連する歳入の減額	△32,624 千円
・ 国庫支出金	△29,895 千円
・ 県支出金	△2,729 千円

(予備費〔歳入歳出額の調整〕) △4,795 千円

## 2 国民健康保険特別会計

### (1) 歳入

➤ 一般会計繰入金	
・ 保険基盤安定制度繰入金（保険料軽減分）	2,005 千円
・ 保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）	769 千円
・ 職員給与費等繰入金	66 千円
・ 国保財政安定化支援事業繰入金	229 千円

### (2) 歳出

➤ システム改修にかかる国民健康保険団体連合会への負担金の更正増	66 千円
➤ 国民健康保険システム改修経費相当額を一般会計へ繰り出す。	187 千円
➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	2,816 千円

## 3 後期高齢者医療特別会計

### (1) 歳入

➤ 一般会計繰入金	
・ 保険基盤安定制度繰入金	△5,352 千円
・ 後期高齢者医療広域連合事務費繰入金	△94 千円
・ 後期高齢者医療広域連合療養給付費繰入金	10,868 千円
➤ 国庫補助金	
・ 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	112 千円

### (2) 歳出

➤ 後期高齢者医療広域連合納付金の更正増	
・ 保険基盤安定制度拠出金の額の確定に伴う減額	△5,352 千円
・ 市町村事務費負担金の額の確定に伴う減額	△94 千円
・ 医療給付費市町村定率負担金の額の確定に伴う増額	10,868 千円
➤ 後期高齢者医療制度システム改修経費相当額を一般会計へ繰り出す。	112 千円

## 4 介護保険特別会計

### (1) 歳入

- 第1号被保険者保険料
  - ・介護保険保険者努力支援交付金が交付されることに伴う更正  
減 △8,642 千円
- 国庫支出金
  - ・介護保険保険者努力支援交付金 8,642 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区	分	補正前		補正予算額	補正後	
		予算額	構成比		予算額	構成比
町	税	5,678,622	38.4		5,678,622	38.6
	地方譲与税	62,701	0.4	250	62,951	0.4
	利子割交付金	5,000	0.0		5,000	0.0
	配当割交付金	32,000	0.2		32,000	0.2
	株式等譲渡所得割交付金	28,000	0.2		28,000	0.2
	法人事業税交付金	1	0.0		1	0.0
	地方消費税交付金	569,000	3.9		569,000	3.9
	ゴルフ場利用税交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
	自動車取得税交付金	1	0.0		1	0.0
	環境性能割交付金	30,000	0.2		30,000	0.2
	地方特例交付金	31,421	0.2		31,421	0.2
	地方交付税	703,601	4.8		703,601	4.8
	交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
	分担金及び負担金	40,991	0.3		40,991	0.3
	使用料及び手数料	178,269	1.2	△ 4,819	173,450	1.2
	国庫支出金	4,844,826	32.8	74,980	4,919,806	33.5
	県支出金	763,847	5.2	8,755	772,602	5.3
	財産収入	5,924	0.0		5,924	0.0
	寄附金	81,200	0.5	26,000	107,200	0.7
	繰入金	593,765	4.0	△ 90,801	502,964	3.4
	繰越金	443,670	3.0		443,670	3.0
	諸収入	107,961	0.7	△ 161	107,800	0.7
町	債	556,572	3.8	△ 87,300	469,272	3.2
合	計	14,776,372	100.0	△ 73,096	14,703,276	100.0

○ 歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区	分	補正前		補正予算額	補正後	
		予算額	構成比		予算額	構成比
	議会費	174,305	1.2	△ 608	173,697	1.2
	総務費	5,018,918	34.0	16,133	5,035,051	34.2
	民生費	4,039,929	27.3	△ 29,789	4,010,140	27.3
	衛生費	1,282,826	8.7	19,203	1,302,029	8.9
	農林水産業費	56,407	0.4		56,407	0.4
	商工費	310,774	2.1	150,470	461,244	3.1
	土木費	1,366,994	9.3	△ 47,562	1,319,432	9.0
	消防費	660,083	4.5	△ 54,249	605,834	4.1
	教育費	1,256,155	8.5	△ 121,899	1,134,256	7.7
	災害復旧費	1,000	0.0		1,000	0.0
	公債費	544,886	3.7		544,886	3.7
	諸支出金	95	0.0		95	0.0
	予備費	64,000	0.4	△ 4,795	59,205	0.4
合	計	14,776,372	100.0	△ 73,096	14,703,276	100.0

\*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地域公共交通のあり方、地域の住民に必要な旅客輸送の確保及び地域公共交通計画に関する事項を協議する葉山町地域公共交通会議を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置することとした。

## 2 内 容

町長の附属機関として葉山町地域公共交通会議を置くこととした。

## 3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

葉山町地域公共交通会議及び葉山町学校運営協議会の委員の報酬を定めることとした。

## 2 内 容

- (1) 葉山町地域公共交通会議の委員の報酬を日額 9,000 円とした。
- (2) 葉山町学校運営協議会の委員の報酬を日額 2,000 円とした。

## 3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者（以下「患者等」という。）の救護等に係る特殊勤務手当を支給することとした。

## 2 内 容

- （1）当分の間、患者等の救護等に従事した職員に対し、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給することとした。
- （2）防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、1 日（交代制勤務者にあつては、1 勤務）につき 1,000 円とし、患者等の身体に接触する作業等については 1,500 円とすることとした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

基礎賦課額の所得割額の算定について、所得に算入される長期譲渡所得の金額から、低未利用土地等を譲渡した場合に控除される金額を控除することとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

# 条例の概要

## 題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

令和 3 年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第 1 号被保険者の保険料率の改正及び保険料率の区分の細分化を行うとともに、介護保険法施行令(以下「令」という。)の改正に伴う所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- (1) 令和 3 年度から令和 5 年度までの基準保険料額を 57,600 円から 58,800 円とし、各段階の保険料率を改正することとした。
- (2) 保険料率の区分を現行の 14 段階から 16 段階とすることとした。
- (3) 保険料率の算定について、合計所得金額から低未利用土地等を譲渡した場合に控除される金額を控除することとした。
- (4) 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の減額賦課に係る保険料率を次のとおりとすることとした。

ア 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	17,640 円
イ 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者	26,460 円
ウ 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者	39,396 円
- (5) 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第 1 号被保険者の合計所得金額の算出について、給与所得等の金額の合計額から 10 万円を控除することとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。